

会 議 録

1 会議名

平成26年度 第10回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

- (1) こどもの家について／老人憩の家「南寿園」について（公開）
- (2) 高田公園相撲場の廃止について（公開）
- (3) 東城保育園の廃止について（通知）（公開）
- (4) 自主的審議事項「街灯のLED化の推進について」（公開）
- (5) 地域協議会会長会議について（公開）

3 開催日時

平成26年12月1日（月）午後6時30分から午後7時55分まで

4 開催場所

高田地区公民館 第6研修室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：井上紀子、浦壁澄子、大塚美枝子、河村一美、北川 拓、栗田祥子、
柴田幸男、杉本敏宏、高野恒男、高野 誠、西山要耕、野本韶一、
松矢孝一、宮崎 陽、山田 昇、吉田昌和
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 橋本センター長、森田係長、敷波主任
こども課 笠原課長、白石副課長、佐々木係長、黒津主任
高齢者支援課 八木課長、佐藤係長
体育課 國元課長、平原係長

8 発言の内容

【森田係長】

皆様お疲れ様です。では定刻になりましたので、本日の出席人員の確認を行わせて

いただきます。只今の出席人員は14名です。欠席の御連絡をいただいておりますのが、小川委員と小嶋委員のお二人です。遅れて御参加いただくということで御連絡いただいておりますのが、大塚委員と高野 誠委員です。田中委員もこちらのほうに後ほど向かわれると思います。(田中委員は都合がつかず欠席)

それから一点、皆様にお願いがございます。吉田委員のほうからお申し出がございまして、所用により今日は1時間ほどで退席したいということで御連絡を聞いております。

上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がありますので、会議が成立することを報告します。同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなります。西山会長、よろしく申し上げます。

【西山会長】

それでは会議が成立するというごさいますので、平成26年度の第10回目の高田区地域協議会を開会いたします。

始めに本日の会議録の確認でございますが、高野副会長、それから、本来順番では大塚委員なんですけども、まだちょっとお見えになっておられませんので、河村委員、お願いいたします。

それでは、次第の2「議題等の確認について」事務局のほうから申し上げます。

【橋本センター長】

— 資料・議題等の確認 —

【西山会長】

はい。只今、事務局のほうから説明をいただきましたが、何か質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、本日の会議は約2時間を想定しております。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。また、会議終了後に、先ほど説明がありましたが、第4回の懇談会の担当グループの打ち合わせを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、円滑な会議の運営が進みますように、他の方も発言できるように、発言内容のほうは出来るだけ要約していただきまして、たくさんの方が発言できるように御配慮のほうをよろしくお願いいたします。

それでは次第の3、報告事項の(1)「こどもの家と老人憩の家南寿園について」
入らせていただきます。

現在、上越市では、こどもの家の譲渡を進めているとお聞きしております。そこで本日は、高田区地域協議会に、こどもの家の譲渡の考え方や現状、そして今後の予定について説明をいただくために、こども課の皆さんにおいでをいただいております。また、今回の件に関して、高齢者支援課のほうからも「南寿園」について御説明をされたいということでございますので、おいでをいただきました。

それでは、こども課、高齢者支援課のほうから御説明のほうをお願いしたいと思います。合せて15分程度でよろしく願いいたします。

【こども課 笠原課長】

— 資料に基づき説明 —

【高齢者支援課 八木課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、只今、こどもの家の件、また、老人憩の家「南寿園」の件について担当課より御説明をいただきました。只今より、質問、御意見等をお受けしたいと思っております。概ね7時20分まで、御質問、それから御意見等をお受けしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは質問、御意見等がある方、挙手の上、御発言をお願いいたします。

はい、宮崎委員。

【宮崎委員】

はい。それじゃあ一つ。34分の33ということで、1件受けなかったというけど、町内会の名前教えていただけますか。

【こども課 笠原課長】

栄町1・2丁目です。直江津の。

【宮崎委員】

直江津の栄町1・2。

【こども課 笠原課長】

はい、とどろきこどもの家。

【宮崎委員】

はい、それから、固定資産税はどんななりますかね。全体に。

【こども課 笠原課長】

掛かりません。

【宮崎委員】

掛からないね、はい。

はい、すいません、それでね、いいですか。私がね、何ていうかな、組織がね、組織が本当に、土地と建物を持つってのはね、どんなに大変かっていう経験、いっぱい持ってんのよね。それで私の考え方では、私は町内会でもってこういう問題出たり出れば、私自身は絶対やめなさいと、私は嫌だとこういう言い方をするのはあるんですけど。本当にね、今、私の係わっている本町の関係、本町3・4・5の関係見てもね、土地と建物持ちちゃってさ、えらいことになっちゃってるってのはあるものですから。私の考え方は、公共的なものは公共がやるべきであって、町内会なんかは譲渡して、ただやるからなんてやり方、考え方、私は間違ってるというふうのひとつ思います。

それで、栄町がそうやって受けないっていうのは、「おおこれはしっかりしてるな」というのが私の感想です。

それから、南寿園が…

【西山会長】

宮崎委員、御質問ですか、御意見ですか。

【宮崎委員】

はい、もうやめます。終わります、はい。

【西山会長】

はい、ありがとうございました。他ございますでしょうか。

はい、高野副会長。

【高野副会長】

はい。私住んでいる隣の町内の栄町の村越町内会長さんと先日ゆっくりお話をしまして、このルールについてどうだということでしたら、事前に早めに相談をせずときたと。ここの中で、じゃあ子どもの遊び場と管理員はどうすんのかな

と言ったんですけども、これは市のほうできちんと補助してくれるということで非常に安心したということをおられました。

それから、今まではいろいろ町内から子どもが来ているわけですけども、今度は町内の施設になると、じゃ他から来た町内の子どもはどうするんだというふうなこと言ったら、いやそんなこと、細かいことまではあれしませんよということで、逆に今までは町内会館として使われて、さしてもらって非常に他の町内からも羨ましがられたという部分も少しはあったというようなことで、私は非常に有難いし賛成だという話をいただきました。

それで、この施設のこの名前ですけども、今度これは町内会館というふうなことに続けてなるのかそれについてちょっとお話聞かせてください。

【西山会長】

はい、お願いします。

【こども課 笠原課長】

はい、おっしゃるとおり町内会館という名前になろうかと思います。

【高野副会長】

わかりました。

【西山会長】

はい、よろしいでしょうか。

他、ございますでしょうか。

はい、松矢委員。

【松矢委員】

今の質問に関連してですが、町内会館ということになりますと、例えばこの会館の建物の責任管理は町内会ということになりますか。

【こども課 笠原課長】

そうです。

【松矢委員】

例えば火災とかね、そうするとみんなそれは町内会の責任ということになる。するとその、まあ見回りとか、なんか夜のね、あれはみんな町内が責任をもってあれするということになるわけね。

【こども課 笠原課長】

おっしゃるとおり、町内会としての、町内会館としての物件になりますので、他の町内会館同様の扱いということでお願いしております。

【松矢委員】

ああそうですか、はい。

【西山会長】

吉田委員。

【吉田委員】

今回、光熱費とか消耗品も町内の負担になるんですけど、町内もそんなに楽などこないと思うんですけど、町内にその負担あたり、どんなもんなんでしょうね。なんか。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

確かに、譲渡に伴っての負担ということについては、当初よりいろいろ御意見あったんですが、やはり自分たちの町内会館として使ってきたということがあって、むしろそれまでその辺の負担がなかったことが有り難かったと。で、この、本来、やっぱりきちんと、町内会館で使う限りは町内として本来ちゃんと負担してやっていくべきだろうというのが皆さんの最終的な御意見となりました。

【西山会長】

よろしいでしょうか。他、ございますでしょうか。

はい、山田委員。

【山田委員】

譲渡する、先ほど町内会で、法人格になってるのとなっていないものがあれば教えていただきたい。

【こども課 笠原課長】

はい、数は今あれですけども、今、全ての譲渡を受ける町内会がですね、この1月に法人化するというので手続きを進めています。全てが、法人化になります。譲渡を受ける町内会が。

【山田委員】

はあ、受けるときはね。現在。

【こども課 笠原課長】

現在はですね、ちょっと、すいません。

【こども課 黒津主任】

今ですね、北城町内会の4町内会でですね、いま法人化の手続き中ということですよ。皆様には、12月末までに法人化の手続きを終えるようお願いしているところですよ。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【こども課 黒津主任】

全体で言いますと、関係町内会が39あるんですけども、現時点で法人化が済んでいるところが25ですね。それ以外のところは申請中であったり、これから認可の手続きをしているようなところでございます。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい。他、ございますでしょうか。

はい、北川委員

【北川委員】

南城4丁目は町内会館がこれまではなかったんですね。老人憩の家は、他にいくつかあると思うんですけど、これ以外に廃止の予定というのは。

【高齢者支援課 八木課長】

はい。老人憩の家は今現在ですけども、こちらの南寿園と、西城に「磯野園」というものがございます。磯野園は篤志家の方から寄附をいただいて、老朽化が進んでおります。ここも、今、無料でお使いをいただいております。そこは、やはり高齢者の皆さんの趣味活動であったり、地元の町内会が町内会館が手狭なために、そこを町内会館代わりに使われているという状況でございます。

【北川委員】

西城にある。

【高齢者支援課 八木課長】

はい。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい。

【北川委員】

老人憩の家のなんか定義はあるんですか。

【高齢者支援課 八木課長】

はい？

【北川委員】

定義はあるんですか。老人憩の家というものは何なのか…

【高齢者支援課 八木課長】

ちょっと難しい部分がありますけども、これと同じような家、館とすれば、「趣味の家」というものがございます。そこは、まさにその趣味講座を開催している部分でございまして、今、市で設置をしているのが、高田西趣味の家、大貫にございます。春日山趣味の家というのは、今現在休止をしていますけども、はす向かいにある社協さんの春日山荘と同様の市民講座を実施をしていて、春日山趣味の家については、南寿園と同様に今廃止をしたい、つまり譲渡はしませんけど廃止をするという予定であります。

老人憩の家を定義とするのは、なかなか難しいんですけども、趣味の家とは違って、高齢者の方から寄っていただいておりますね、で、趣味活動を自主的にやっただいているという部分が今実態だろうというふうに思っております。来年度からの介護保険制度の大きな改正によって、高齢者の居場所作りがどうなるんだという議論がございまして、南寿園については引き続きその機能も持ち合わせた中で譲渡をします。磯野園については老朽化が進んでいて、耐震診断をしてもなかなかいい数値が出てこなかったんですけども、利用団体の皆さんと地元の町内会の皆さんと協議をする中で、使用料の一部を負担いただく方向で、当面の間、継続をしたいというふうに協議を進めているところでございます。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【北川委員】

ただ、法律に基づく…

【西山会長】

すいません。質問する場合は手を挙げて、1回切ってから質問してください。お願いします。はい、北川委員。

【北川委員】

法律に基づいた設置施設とかそういうものではない。

【高齢者支援課 八木課長】

法律に基づいた設置をしているものではございません。

【北川委員】

全国にある…

【西山会長】

はい。

【北川委員】

全国にあるものでもない。あの上越市もしくは新潟県。

【西山会長】

はい。

【高齢者支援課 八木課長】

同様の施設はあるかと思えます。そこがまた地域、それぞれ自治体の考え方、あるいはその使い方によって、様々な部分があるのかなというふうには承知をしているところがございますし、併せてその、例えば公民館活動の中でも高齢者に限らず市民活動等の講座の実施をしておりますもので、近い将来と言いますか、もう少し行った先ではそういった部分との整理をしていかなきゃいけないのかなというふうには考えておりますけども、先ほど申し上げたとおり、機能は当面継続をするという姿勢でおります。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい、それでは野本副会長、浦壁委員の順でお願いいたします。

【野本副会長】

町内会館の法人化に絡む譲渡の問題についてお尋ねします。全部で33町内会が

譲渡を受ける意向ということで、そのうち法人化の見通しがついているのが25。するとあと八つ見通しがついていないのかついているのか、その部分の確認と、もう一つは、移行時期が来年4月1日となりますと、期限が切られておりますし、町内会の、町内会施設の所有に関する法人化、まあなかなか市の条件が厳しいという部分も承知しておりますが、そのあたりの現在の経緯と、それから4月1日段階になってもまだ法人化が終わっていないという場合の市の取り扱いはどうなるのか、説明してください。以上です。

【こども課 笠原課長】

今、残りの町内会につきましても、順次、法人化ということで、今年度中の法人化ということで、今向かっています。ですので、法人化にならないということは、今のところ想定はしていないところです。ですので4月1日からは譲渡が受けられるということの前提で法人化の段取りを今進めているということで、それが今25が終わって、あと残りが今、手続きに入っているというところがございます。

【野本副会長】

はい、もう一つ。その見通し、いわゆる、3月末までに法人化の手続きが終わらない場合はどうなるのでしょうか。

【こども課 白石副課長】

すいません、こども課の白石と申します。

今ほども課長の笠原のほうでお答えしましたが、各町内から譲渡の意向確認をする時に、法人化もしていただいた上で譲渡を受けていただくんですよということで、その条件で各町内会のほうで全て総会を開いていただいて確認しておりますので、今は25が法人化して、残りがこれからという形なんですけど、既に手続きも済んでおりますし、法人にならないというのはそもそも私らとすれば、今そういう想定はしていません。各町内が法人化しますって言う中で動いているということで御理解いただけたらと思いますが。一応、その前提で条例の廃止を全部進めるという形で今やっております。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい、じゃ浦壁委員。

【浦壁委員】

こちらのほうの、譲渡するのはそれでよろしいかと思うんですが。こちらのほうの、町内会と行政の役割分担というこの表のところの管理員の経費、それから子どもけがの対応、これは上越市となっているんですが、責任の所在っていう、譲渡は町内会のほうに譲渡されているから、譲渡先が全責任があると思うんですが、例えば、こういうふうな何か問題があったときに、市がお金、日当を1時間単位で、その経費だけを出すのか、あるいは責任の所在が、こういうふうに往々にしてすごく子どもけがの対応とかは、これすごく複雑ですよ。もういろんなケースがいっぱいあると思うんです。そういうふうな責任の所在、水道光熱費とかね、はっきりしたこういうふうな経費的なものは、別にこれは、全然うんぬんするあれないと思うんですが。これの、市がここのあれの経費を出しているってことは、責任の所在がどういうふうに市は関わるって、行政が関わるってということになるんでしょうか。その点を教えてください。

【こども課 笠原課長】

管理人を設置している時間で、要するに子どもの遊び場の開設の時につきましては、責任賠償者保険というのに入ってます、市のほうで掛けて何かあればそちらのほうで対応するというような形です。これまでもお子さんのけがなどについては全て、その保険を使ったり、またその相手方との対応だとかってのも、全て市で行っています。ですので、市のほうで対応します。

【浦壁委員】

対応の仕方は分かるんですが、ちょっとそういうふうなものをね、契約書とか何かの文言の中に、やはりはっきり明記しておかないと責任の所在なんですよ。その、対応するのは当然、現場にいた方とか、まあ皆さんね、もちろん町内会も最終的に管理責任というふうになるんでしょうが、結局、譲渡されたほうの、譲渡先の方に全責任が結局あると思うんですね。その対応の仕方がうんぬんじゃなくて、やっぱり最終的に、法的な、その責任の、そのあり方ですね、それがどういうふうに、契約書にきちっと明記されるものかどうか。やっぱりここははっきりしておかないと、今後いろんな問題が出てくるんじゃないかと思うんですね。

【こども課 笠原課長】

いわゆる責任と言いますか、けがが起きたときの責任というものは、例えば施設

上のなんか不備があってという所もいろいろあるかと思います。どういう状況で、何が起こるかというのもありますし、お子さん自身の遊び方の問題もあるかもしれません。ですので、ただ、何かけがが起こったときの賠償代というものは、市のほうでもって保険を掛けてしっかり対応しますということになりますし、そのことについては、関係町内会との協定書なりの中にきちんと盛り込んで、その間のけがの賠償については市のほうできちんと賠償保険を掛けて対応しますということの契約を交わすと、協定を交わすということになります。以上です。

【浦壁委員】

そういうふうな個人的な、賠償の、そういうふうなことももちろんですが、そうでなくて、例えば、こどものその中に遊具とかいろいろあるわけですね、設置されている。で、これは当然、その建物、所有者って言いますかね、管理者の母体が全部、この全責任、いろんなその遊具の不具合とか、階段からね、何かあれが、設備とか、そういうふうな不具合から生じたいろんな事故とかの対応、そういった面について、管理者をこういうふうにしていくと、管理者も結局、不行き届きとかっていうふうにはなるんでしょうが、それを起因するところがそういうふうな物質的な、物理的なものにまでなった場合、そこの責任はやはり所有者、譲渡先の町内会が負うということになるんでしょうか。

【こども課 笠原課長】

先ず、ちょっと分けて考えてみたいんですが、一つは、子どもの遊び場として我々が設置している、管理人を設置している時間帯につきましては、施設に不備がある場合であっても、その部分のけがあたりについては、我々のほうの保険のほうでちゃんと対応をします。それから、それ以外の時間帯につきましては、町内会のほうでもきちっと保険に入ってくださいまして、そちらのほうの対応ができるということで、その時間帯とそれ以外の時間帯ということで、いわゆるおっしゃる意味での責任というものは責任の分担が分かれるということになります。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい。

他、ございますでしょうか。

はい、杉本さん。

【杉本委員】

管理員の経費を市でもつということなのですが、この管理員の方の身分はどうなりますか。これが一つ。

それからもう一つは、私、東本町5丁目にいて北城町は隣なもので、いろいろ聞こえてくるんですがね。町内会の法人化は、皆さんどの辺まで関わっている。もうなんか丸投げして、おまんた勝手に市の担当課と相談してやんなさいということなのか、その辺はどうですか。

それから、さっき間に合うというふうに言われたんだけど、多分まあ間に合わせるんだらうと思うんですけどね。町内会っていうのはだいたい総会が4月ですよ。そうすると、この問題だけで、法人化の問題だけで、該当する町内会は臨時総会を開かないといけないということになりますね。で、そういうつもりで、町内会の方が対応しているのかどうかちゅうのが非常に心配なんです。臨時総会なんかめんどくさい、その4月の総会でってことになると、大変なことになってしまう。まあその辺の所をね、どういうふうに進められるのかなと、まあとりあえずそんなところで。

【西山会長】

お願いします。

【こども課 笠原課長】

はい、ありがとうございます。先ず管理員の身分になりますけど、こちらにつきましては町内会から推薦をいただきまして委託をする、市から個人委託をするという形になっております。

それからもう一点、法人化に向けての手続きですけれども、今、共生まちづくり課というところがしっかりところ、書類なりを整理したり、説明に上がったり、そういうことできちんとフォローをしていただいています。当然、我々の所にも相談がありますので、市とお繋ぎするなり、相談に乗りながらやっているところです。

それから、臨時総会等につきましては、先ほども副課長が説明しましたがけれども、当初からこの期限に間に合うようにということをお願いしてございますので、全ての町内会が臨時総会なりを開いて間に合わせるということで、向かうというふうに今の所お聞きしております。以上です。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、杉本委員。

【杉本委員】

管理員の話ですがね。市の嘱託というものでもない。市の臨時職員でもない。すると、町内会が雇うんですか。町内会が雇ってその金は市が出すということじゃなくて。じゃ。市が雇って町内会に派遣する。

【こども課 笠原課長】

はい。いわゆる委託ということになります。そこの管理について、その方に委託をしてお願いするということになります。ですので、身分は一般の方のまま、私どもがその職務を委託して、お願いするということになります。町内会から推薦をいただいた方ということです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【杉本委員】

はい。なんかえらいさ、身分的に不安定じゃないですか。私は、金を出すんだから、当然市で雇って、で配置する、まあアルバイトでもなんでもいいですよ、配置するのかなと思ってたのに、そうじゃないんですか。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

はい。形といたしましては、これまでもそういうふうにはやってきてますが、譲渡に伴ってこうするとかじゃなくて、あくまでも町内から御推薦いただいた方に委託という、業務委託という形をお願いしています。ですので、臨時職員でも非常勤一般職でもないという。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

はい、他、すいません、あと時間が5分となっております。よろしくお願ひいたします。はい。

【吉田委員】

ちょっと私、勉強不足でよく分からないんですけど、どうしてこれ譲渡するのに、町内が会社みたいに法人化しなきゃいけないのでしょうか。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

そうですね、譲渡、登記するためには法人とさせていただく必要がありますので、法人化をしていただくようになります。

【西山会長】

他、ございますでしょうか。

はい、井上委員。

【井上委員】

三つほどあります。この施設については、耐震等の安全基準はクリアしているのでしょうか。

それと、子どもが利用する場合には無料というふうに書いてありますが、今後も無料は続くのかどうか。

それと、その他の方たちが利用するとき、利用料金ってのがありますよね。それは町内会のほうが管理するのか、それとも今までどおりの料金をずっと続けていくのか、その3点教えてください。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

はい、ありがとうございます。先ず耐震につきましては全て耐震診断は終わってしまして、オッケーです、大丈夫です。

それから、あと、お子様の利用については無料でお使いいただけますし、あとそれ以外の方につきましては、今もこどもの家として需要もございますけども、町内会に今度、譲渡されて町内会館としてお使いいただきますので、そういうのは町内会のほうでお決めいただくということになります。

【西山会長】

はい。

【井上委員】

ということは、町内会で利用料金が変わるってことにもなるんでしょうか。町内会によって利用料金が変わるんでしょうか。

【西山会長】

はい。

【こども課 笠原課長】

はい。利用料金と言いますか、その施設をお使いいただく利用料金を設定するのも町内会ですし、しなくてもいいわけですので、どっかにお貸しする時に、町内会がなんかお貸しするっていうために、会がそういうことをお決めになってもいいですし、誰がどなたが使ってもいいですよってされても結構ですし、市の施設ではなくなりますので、そこは町内会の任意に。

【井上委員】

任意になるんですね。

【こども課 笠原課長】

はい。

【西山会長】

よろしいでしょうか。はい。

【こども課 笠原課長】

あ、すいません、それでさっきの耐震ですけれども、耐震基準を審査と言いますか、耐震基準を満たしている昭和57年以降の建物ですので、耐震基準は満たしているということで確認しています。すいませんです。

【西山会長】

よろしいでしょうか。他、。ございます。よろしいでしょうか、あと5分ありますけども。

それでは質問等がないようでございますので、一応今回はこれにて終了させていただきます。また、改めて諮問のほうでお越しいただくことになると思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして報告事項の(1)「こどもの家と老人憩の家南寿園に

ついて」を終了させていただきます。こども課の皆様、高齢者支援課の皆様、どうもありがとうございました。

— こども課・高齢者支援課 退席 —

それでは続きまして、報告事項の(2)「高田公園の相撲場の廃止について」入らせていただきます。ちょっと担当課の方が来られるまでちょっとお待ちください。

そして、先ほどのこどもの家の件で、まだ、後で御質問等が出たという方は、またひとつセンターのほうへ今週の金曜日までに御連絡いただければ、こちらのほうでまできますのでよろしくお願いたします。

それでは、報告事項の(2)「高田公園相撲場の廃止について」に入らせていただきます。それでは、体育課の皆様から10分程度で御説明をよろしくお願いたします。

【体育課 國元課長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい、ありがとうございました。只今、御説明のほうをいただきましたが、意見それから御質問等をお受けいたしたいと思います。御意見等ある方は挙手の上、お願いたします。

はい、それでは松矢委員、高野委員の順番で願いたします。

【松矢委員】

今の説明の中でですね、これから何か諮問されるというお話なんです、でしたね。諮問というのはどういう内容の諮問なんですか。先ず一点。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

諮問の時期は来月1月ぐらいを考えておりますが、この高田公園相撲場は体育施設としてのその条例によりますので、その条例から廃止するということを諮問をさせていただきます。

【松矢委員】

条例から…

【西山会長】

はい。

【松矢委員】

ちょっと関連して、条例から廃止するというのはどういう意味。要するにこれをなくすということですね。

【体育課 國元課長】

先ず一旦。

【松矢委員】

それですいません、それでですね、もう既にですね、これは9月16日の、やっぱりこの協議会で、高田地区の厚生産業会館の説明会の資料が、もうその中身にはですね、もうこれ廃止するという前提で、もう駐車場で設定されているんですが、それとの整合というかね、なんか、どうせだったら、なんで一緒にしなかったのかなと今ちょっと疑問に思ったんですが、これはこれでもう廃止することで進んでるんですね。それでこれだけは改めてということなんですか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

既に委員の皆様には、都市整備のほうから厚生産業会館の建設ということで、今の資料で協議が図られているところでございますが、先ず高田公園の相撲場につきましては、私ども体育課が所管しております体育施設でございますので、これは一つ、私どもの施設の仕事の一つとして、条例から廃止していかなければいけないかのなということです。その厚生産業会館の建設につきましても、その途中の段階での協議では、県立武道館の建設が並行して、まあどうなるかということで、わからない時期もありました。その厚生産業会館の建設の議論が進んでいるものと、また別ものということで、県立武道館の建設地がどこに、新潟県のどこになるのかということで、話が並行して進んでいる時期がございまして、その県立武道館の建設が上越市に決まった段階でもって、この相撲場の廃止については、相撲場を残すのか、除却して廃止していくかということも検討しなきゃいけない。そういうふうな時期がありましたので、まあ高田区の皆様方には、私ども体育課のほうからも、今頃の

時期になってなんですけども、この相撲場の廃止について御説明に伺ったというところでございます。

【松矢委員】

もうちょっと一点だけ。

【西山会長】

はい。

【松矢委員】

そうするとね、私ね、ものすごくね、市の縦割りってというのがものすごく気になるんですよ。だって、これ17日ですよ。9月の16日。もうその時には武道館の建設決まっていたよね。だからやっぱりね、縦割りじゃなくて、やっぱりこれに関連してるんだから、その時に一緒にね、相撲場も廃止しますというね、やっぱりそういうふうなね、市のね、関連するものは全部そのあれしてね、出すべきだよね。縦割り、ものすごく今縦割りのね、悪いところが出ているんだ。それはね、よくね、注意してもらいたいと思うんだ。うん、お願いします。

【西山会長】

それは御意見でよろしいでしょうか。

【松矢委員】

はい。

【西山会長】

はい、では次に、高野 誠委員。

【高野 誠委員】

まだ諮問の前段階ということなんですけども、あそこの相撲場や、あの地域ってか、あの一帯の中で、最も立派な桜の樹が20本ほど植わっているんですけども、これに対するどういうふうな対応ってのを、諮問の中に詰め込んでもらえるんでしょうか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

はい、確かに相撲場の上の土手の上に立派な桜の木が植わってございます。この

桜の木を今後どうするかということにつきましては、まあ私ども体育課と、それから都市整備部のほうで協議させていただきまして、どこか移植をするのか、どうするのか、まあこの諮問の文面にするかも、今日の時点ではすぐ結論ということをし上げるわけにはいきませんので、検討させていただくということによろしいでしょうか。あの、御意見というか、十分承ってまいりたいというふうに考えております。

【西山会長】

はい。

【高野 誠委員】

まあ諮問の中には必ず乗っけていただけないことだと思うんです。特にこの地区の、そういう樹木に関しては、非常に、保護すべきだというふうな観点で、強烈に市のほうに今までアピールしてきたんです。もし、そういう内容が諮問になれば、そういう諮問は通らないというふうに考えていただいてよろしいんじゃないかなと、私、個人的には思っております。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。他、質問等ございますか。

杉本委員、北川委員の順でまいります。あと宮崎委員、はい。じゃ杉本委員。

【杉本委員】

この施設そのものの利用状況というのがここにまああるんですけどね、他の施設も含めて、その相撲という競技そのものの利用者数というのはどういう具合なんですか。例えばこれと同じ、平成23年からみてきた場合に。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

他の施設と言いますか、今、日常利用、普段使いと言うんですか、高田スポーツセンターにございまして。

私どもの手元に、平成24年の高田スポーツセンターの相撲場の利用の実績があるんですが、24年の一年間では、1,222人という利用状況でございます。他の施設では、特に相撲の団体ですが、あまり利用がないんですけども、柿崎にあり

ます柿崎国技会相撲教室という名称があるんですが、そこが柿崎体育館というところを活用しまして、月2回ほどその練習会といいますかそれを実施しているというふうに伺っております。あと、市内のその競技人口なんでありますけども、小学生から大人まで含めまして、ちょっと年代別の内訳は私ども把握はしてないんですが、小学生から大人まで約250人ということでございます、以上です。

【西山会長】

はい。

【杉本委員】

思ったより少ない。印象としてね。もっといっぱいいてね、活発にやってんのかなというふうに思ったんだけど。武道館の誘致のときにね、相撲場、相撲場という声もあったように見えるんだけど、ああいう声から見ると、なんか肩透かし食らったみたいに少ない競技人口だなんていうふうに思うんですが。そういう競技人口の状態でも、ちょっとこれ離れるかもしんないんですが、武道館を作るときに、やっぱり相撲場というのは必要なかどうか。で、造るとすればね、どんなようなことを考えておられるのかなということをお答えできればね、お聞きしたい。

それから、今、スポーツセンターにマットで作った土俵があって、あれ貸し出しをしてるんですね、確かね。それでかなりね、わざわざそこまで行かなくても、どっかでちょっと広い所があれば出来るような状況があるんだけど、そういうその設備をもうちょっと充実させていくということによってね、わざわざ立派な相撲場をあれだけの人数で、競技人口がそれだけしかいないのに、立派なものを造る必要ってのはあるのかなあどうなのかなというのを今逆に、これ廃止のところから疑問に思えてきてるんですけど、どうでしょう。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

県立武道館につきましては、県が進める仕事でございますが、県が設置する初めての武道館でございますので、武道関係の全ての競技がそこで実施できるような施設ということで県のほうも考えて、基本計画というものを策定している段階であります。武道館が上越市に建設することが望ましいというのが、検討会議の答申があ

ったときには、そこでの答申の内容としては、武道館、相撲場がその中に設置されるということで、あと本土俵を一つ、それから報告書によれば、客席は50席ほどというようなことで報告書に記載がありました。県といたしましても、県内の、少なくとも相撲大会を、その上越市に設置した県立武道館で開催できるような、そういった設えのものを検討しているというふうに考えておりますけれども、市内の競技人口確かに、私さきほど申し上げましたように250名ほどなんでございますけれども、まあ全県から選手として、あるいはこの県立武道館が、上越市というその北信越地域の交通の要衝であるということから、北信越レベルの大会もここで開催できるような、そういうふうな施設を、私ども県に要望しておりますので、例えこの地元の競技人口、まあ少なめの印象なんですけれども、将来的にそういったいろんな大会をして、また競技人口を拡大することを私どもも期待しておりますのでございます。

【西山会長】

申し訳ありません。今日のここでお話をいただく内容につきましては、高田公園の相撲場の廃止の件の、今、御質問、御意見等をお受けしております。県立の、スポーツの、そちらの建設の件については、申し訳ございませんが、今回のお話し合いの対象としては含まれておりません。またそれは別件の時にお話しをいただいて、今日は、今、高田公園内の相撲場の廃止についてということで、それに必要な御意見、御質問等をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

杉本委員、他よろしいでしょうか。

【杉本委員】

ええ、いいですよ。

【西山会長】

はい、じゃ北川委員。

【北川委員】

2点あるんですけども、直近三三か年の利用状況ありますが、ピーク時、いつごろ、どれくらいあったのか教えてください。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

今日この、私どもですね、その前の状況等を確認しようと思っていたのですが、先ほど言いました上越市の体育協会の指定管理になっていまして、この細かいものが少し見えない状況もあったりもしまして、もう少し以前は多かったようですけども、また後ほど資料提出させていただきたいと思います。大変申し訳ないです。

【北川委員】

大体どれぐらいの範囲。

【体育課長 國元課長】

そうですねえ。

【西山会長】

今あれでしたらまた後で、センターを通じて御報告いただいても。それでよろしいですかね、北川委員。はい。

【北川委員】

約60年間、利用されてきたということで、まあ廃止する前に、こう感謝の気持ちを込めた大会などする予定はございますか。私としては、やっていただいたほうがいいかなと思います。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

はい、それにつきましては、上越市相撲連盟と協議した上で、どういう判断になるかなんですけども、検討していきたいなというふうに思います。以上です。

【西山会長】

はい。よろしいでしょうか。じゃ宮崎委員。

【宮崎委員】

はい。私は、やっぱり受け皿になるって言ったけど、今、会長が言いましたけど、県の武道館の問題のほうが主になってくるんで、やめときます。はい。

【西山会長】

はい、高野委員。

【高野副会長】

はい、ちょっと教えて欲しいんですけど、その相撲場なんですけど、この年間の維持管理費っていうのはどのくらい掛かってるものですか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

年間の利用の実績が、その表にあるぐらいでございますので、市の体育協会に伺いましたら、それほど維持管理費は掛かってないというふうな状況です。

【西山会長】

はい。

【高野副会長】

ということは、それ使用に耐えられないっていうよりですね、出来ないというような状況に。相撲場ってのはやっぱり非常に手入れが必要だろうと思うんですけど、それがされてないってことは、全然必要なかったということで理解してよろしいですか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

確かに、土俵の上には屋根がついているんでございますけれども、客席の部分というのは、まあそこは青空の状態でありまして、やっぱり天気によって左右されるというふうなことで、なかなか相撲協会の方々が大会をするにあたって、やっぱり使い勝手のいいのはよろしくなかったようでございまして、実際、平成24年度の利用件数はゼロになっていますが、予定としては市民フェスタで相撲大会をやろうと考えていたようなんです。準備はしていたんですけども、ちょうどその時雨になったために高田スポーツセンターに移ったというふうな経緯もあって、なかなか天候によって左右される競技場ということで、近年あまり利用が伸びてないというのが実際であります。

【西山会長】

よろしいでしょうか。

【高野副会長】

もう一つよろしいですか。

【西山会長】

はい。

【高野副会長】

じゃあ、そういう状態であるならば、これ、今、この廃止ってものはですね、こういう使用に耐えられないものであるならもっと早く廃止すべきものだったのではないかなと私は思うんで、それはスポーツセンターのほうに、まあ近くにあるわけですから、その辺が何か遅いのではないかなと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

【西山会長】

はい。

【体育課 國元課長】

私どもも、この伝統のある高田公園の相撲場でございますので、確かに利用件数自体は伸びてこなかったというふうなこともあるんですが、相撲連盟さんとの協議に踏み込めなかったのもあって、確かにおっしゃるとおり、言われるとおりにやや遅きに失したのかなというような論点もございます。それは御指摘のとおりかもしれません。

【西山会長】

はい、他はございますでしょうか。なければ時間前でございますが、こちらのほうで終了させていただきたいと思います。

また、後ほど御質問等があつて聞きたいということが出ました場合には、先ほどと同様に、今週の金曜日までにセンターのほうへその旨御連絡をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは只今をもちまして、報告事項（２）「高田公園相撲場の廃止について」を終了させていただきます。体育課の皆様、どうもありがとうございました。

— 体育課 退席 —

それでは、報告事項の（３）「東城保育園の廃止について（通知）」に入ります。事務局のほうから御報告をお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい。只今、センターのほうから報告がありましたが、この件について御質問、御意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

はい。それでは報告事項の(3)「東城保育園の廃止について(通知)」を終了させていただきます。

引き続きまして、報告事項の(4)自主的審議事項の「防犯灯のLED化の推進について(回答)」のほうに入らせていただきます。こちらのほうもセンターのほうから報告をお願いいたします。

【橋本センター長】

— 資料に基づき説明 —

【西山会長】

はい。今、センターのほうから報告がありましたが、その報告について、御質問、御意見等がある方はいらっしゃいませんか。

はい、杉本委員。

【杉本委員】

防犯協会の総会じゃないな、会が、昨日だか一昨日だかあったと思うんですけど。で、私のところの隣の町内会長がその会長をやっているもんで。まあいろいろ話をしていく中で、当然、安全安心何とか条例、計画っていったかな、5か年計画か何かに因んで、それが経過したんで新たな計画を策定するというふうなことを言っておられましたけれど、その中でこの問題も取り扱われるんじゃないのかなというのが、数日、一週間ほど前のその町内会長のね、話だったんですが。その辺の情報は何か得ているかどうか。もし、まだないとすれば、是非ね、情報を入手してもらって、我々のところにも流してもらえれば有り難いなと思います。

【西山会長】

はい、センター。

【センター長】

はい。センターとしては、その、その情報はちょっとまだいただいておりません。

で、こちらのほうでちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【杉本委員】

はい。

【西山会長】

はい、他、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは報告事項（４）自主的審議事項「防犯灯のLED化の推進について（回答）」を終了させていただきます。

引き続きまして、報告事項の（５）「地域協議会会長会議について」の報告に入らせていただきます。

— 資料に基づき説明 —

簡単ではございますが、報告とさせていただきます。何か御質問、御意見等がありましたら、可能な限りお答えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。質問等がありましたらどうぞお願いいたします。

はい、宮崎委員。

【宮崎委員】

厚生会館の話が出ましたか。

【西山会長】

はい？

【宮崎委員】

厚生会館の話は出ました？

【西山会長】

厚生会館の話は出ませんでした。

【宮崎委員】

出ませんね。

【西山会長】

厚生会館の件でここに、すいません、部長さんたち来られて、高田地区協議会に対してこういうふうな返答をさせていただきましたというのは、その他の部分で御報告はさせて、こういうことで報告をさせていただきましたということで、全28

区の会長さんには御報告ありました。はい。

【宮崎委員】

はい、ありがとうございます。

【西山会長】

他、ございませんでしょうか。

一点つけ足しなんですけど、今のLEDの件で、来年から助成がつくつかないかということがわからないもので、各区で地域活動支援事業にLEDを認めるか認めないのかというのは各地区の判断でお任せしますが、その途中で助成制度が出来た場合には、同じ助成が重なるということで、途中で取りやめるとするか、そういうふうになる可能性もありますということはあるんですけども、今はまだ検討段階で、進めている段階で、はっきり来年の春からもうやりますというにはなっていないそうなので、そこのところはお含みをいただきたいということで報告がありました。

はい。あとございますでしょうか。

また何かありましたら御報告をいただきたいと思えますし、これからまた来年度の高田区としての、内容、それから審査方法等、また検討しなければいけないと思えますので、また御意見がありますときは、その時にお出しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間的に速く進んでおりますが、報告事項の(5)「地域協議会の会長会議」を終了させていただき、最後に、次第の4番「事務連絡」のほうに移らせていただきます。事務局、よろしくお願いします。

【橋本センター長】

はい。それでは事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。

先ず、協議会の今後の日程でございます。前回、協議かたがた御確認をいただいた今後の日程でございますけれども、12月は第11回協議会を12月15日、これは定例でございます、で行います。また、既に御案内済みでございますけれども、1月に1回追加する方向で調整をしておりました第12回協議会でございますが、1月9日金曜日ということになりました。

それから、その他に1月は定例日の1月19日月曜日、第13回協議会を開催予定でございます。いずれも時間は午後6時半から、当会場で予定をいたしております。

す。

それと、「地域活動フォーラム」でございます。これも既に御案内をいたしておりますけれども、12月14日、はからずも選挙日になりましたけれども、開催するというということで準備をいたしております。出欠については今月5日まで、金曜日ですけれども、5日までに事務局にお知らせいただくようお願いをいたしております。これは出席と欠席いずれの場合も御連絡をお願いをいたします。なお、当日の飛び入りもオッケーということでございますので、ひとつ多数の参加をお待ちいたしております。

それと、「高田区の審査・採択にかかる意見書提出について」ということで、冒頭の資料の確認のときにもちょっと触れましたけれども、本日の資料と併せて、地域活動支援事業の高田区の来年度に向けたルールにかかる意見書の提出について、書類を一緒に送らせていただいております。その期限が明日12月2日火曜日となっておりますので、これは任意提出でございますので、御意見のある方は忘れずに、御提出のほうをお願いいたします。

それと、地域協議会だより1月15日号、通算で20号になりますが、広報上越と併せて発行、配布の準備をいたしております。内容につきましては、年頭の御挨拶、それからこれまでの審議内容、それと、あと委員の声などを順次掲載をさせていただきますが、こちらのほうも予定をいたしております。

それと最後でございますけれども、今お手元に、新年祝賀会の開催の御案内をお送りいたしました。参加を御希望される場合については会費を添えて直接、市民課、あるいは南・北出張所、それから市民プラザ総合案内も受け付けておるところでございますので、そちらのいずれかへ申し込みをいただければと思っております。期日は1月5日月曜日午前11時から正午まで、リージョンプラザ上越インドアスタジアムで予定ということでございます。事務局からは以上でございます。

【西山会長】

はい、只今、事務局のほうから報告をいただきましたが、今後の協議会のほうが12月15日の月曜日、そしてアンケートの結果、1月9日の金曜日、そして1月19日の月曜日と、今のところ1月まであと3回行う予定にしております。諮問等も、ある程度、数来る予定になっております。大変日程がきつくなっておりまして、

年始年末で大変申し訳ありませんが、どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。
また、地域活動フォーラムのほう、できましたら出席をお願いします。

あと、先ほどちょっとお話ししましたが、高田区のルールの特、御意見等がある方は、明日締め切りということでございますので、明日までに御提出をよろしくお願いいたします。

一応、本日の議事につきましては、以上をもちまして終了させていただきたいと思いますが、何か御意見等。

はい、宮崎委員。

【宮崎委員】

はい、それじゃね、ちょっと情報ということで、既に皆さん御存知だと思いますけど、この10月30日でミュゼ雪小町の1階部分にミニスーパーがありましたけど撤退しましたのでということ。

それから、今日もらってきたんですけど、上越市都市計画マスタープラン中間報告の概要版っていうのインターネットで出てるから、皆さん見ていらっしゃるかもわかりませんが。これの検討をして、私たち、あのやはり高田の駅前の問題とか駅周辺の問題を改めて考えないといけないような気がしてならないんですよ。だから厚生会館の問題をまた蒸し返すようだけど、検討しんからいけんでないのかなという気持ちになりましたので、まあそういう情報が、情勢が変わってますということです。以上です。

【西山会長】

はい、ありがとうございます。他、ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の高田区地域協議会を終了させていただきます。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。